レディーミクストコンクリート単位水量測定要領

1 適用範囲

本要領は、レディーミクストコンクリートの単位水量測定について、測定方法および管理基準値等を規定するものである。

なお、水中コンクリート、転圧コンクリート等特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が 100m³以上施工するコンクリート工を対象とする。

2 測定機器

レディーミクストコンクリートの単位水量測定機器については、エアメータ法かこれと同程度、あるいは、それ以上の精度を有する測定機器を使用することとし、施工計画書に記載させるとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとする。また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用することとする。

3 品質の管理

受注者は、施工現場において、打込み直前のレディーミクストコンクリートの単位水量を本要領に基づき測定しなければならない。

4 単位水量の管理基準

測定したレディーミクストコンクリートの単位水量の管理値は、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について(平成 15 年 10 月 2 日付け国コ企第 3 号)によるものとする。

5 単位水量の管理記録

受注者は、測定結果をその都度記録(プリント出力機能がある測定機器を使用した場合は、プリント出力)・保管するとともに、測定状況写真を撮影・保管し、監督職員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

また、1日のコンクリート打設量は単位水量の管理シートに記載するものとする。

6 測定頻度

単位水量の測定頻度は、(1)および(2)による。

- (1) 2回/日 (午前 1 回、午後 1 回)、または、重要構造物では重要度に応じて 1 0 0 ~ 1 5 0 m 3 に 1 回
- (2) 荷卸し時に品質の変化が認められたとき。

なお、重要構造物とは、高さが 5m 以上の鉄筋コンクリート擁壁 (ただし、プレキャスト製品は除く。)、内空断面が 25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部 (ただし PC は除く。)、トンネル及び高さが 3m 以上の堰・水門・樋門とする。

7 管理基準値・測定結果と対応

(1) 管理基準値

現場で測定した単位水量の管理基準値は次のとおりとして扱うものとする。

区分	単位水量 (kg/m³)
管理値	配合設計±15kg/m³
指示値	配合設計±20kg/m³

注)示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20~25mm の場合は 175kg/m³、40mm の場合は 165kg/m³を基本とする。

(2) 測定結果と対応

a 管理値内の場合

測定した単位水量が管理値内の場合は、そのまま打設して良い。

b 管理値を超え、指示値内の場合

測定した単位水量が管理値を超え指示値内の場合は、そのまま施工してよいが、受注者は、水量変動の原因を調査し、 生コン製造者に改善の指示をしなければならない。

その後、管理値内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、 単位水量の測定を行うこととする。

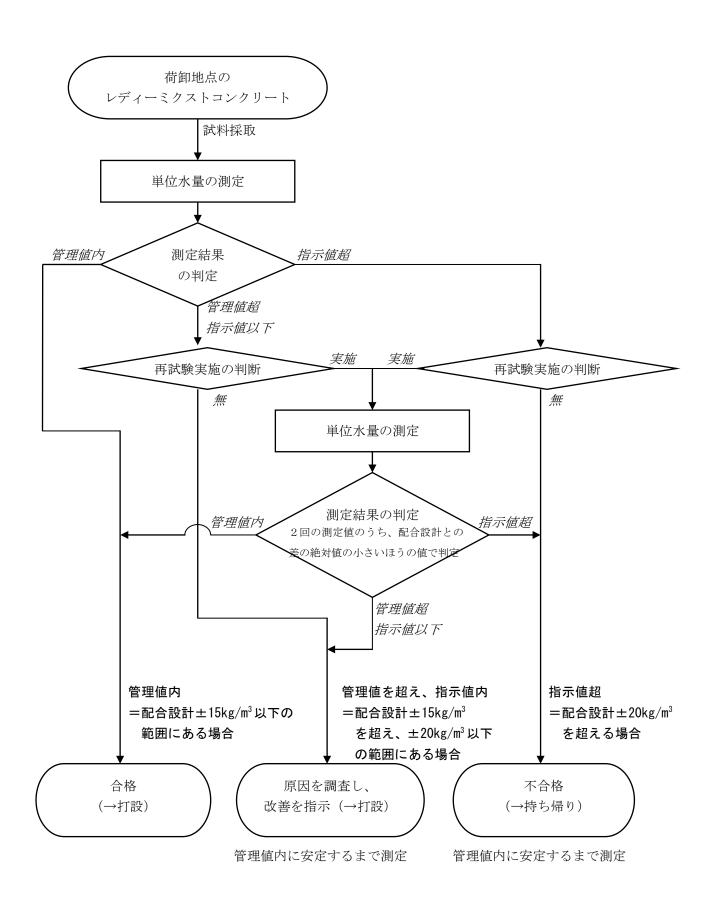
なお、「管理値内に安定するまで」とは、2回連続して管理

値内の値を観測することをいう。

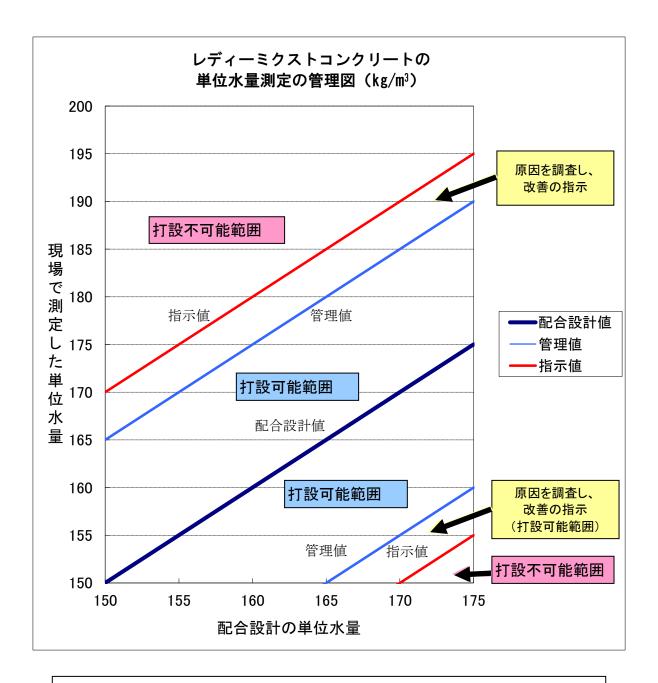
c 指示値を超える場合

測定した単位水量が指示値を超える場合は、その運搬車は 打込まずに持ち帰らせるとともに、受注者は、水量変動の原 因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。 その後、単位水量が管理値内になるまで全運搬車の測定を 行う。

なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施 することができる。



レディーミクストコンクリートの単位水量測定の管理フロー図



注)単位水量の上限値が 175kg/m3 の場合 (粗骨材最大寸法が 20~25mm)